

一般廃棄物処理業許可証

足利市指令生ク第189号
令和4年2月22日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

足利市長 早川 尚秀



住 所	群馬県邑楽郡大泉町西小泉二丁目3番17号
氏 名	トネリサイクルシステム株式会社 代表取締役 川原和哉
足利市内に所在する事務所及び営業所の所在地	足利市鹿島町409番地2 ラビットハウス増田5 102号
許可の年月日	令和4年3月1日
許可の有効期限	令和6年2月29日
事業の範囲	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ の収集運搬

許可の条件

- 1 一般廃棄物（ごみ）の処理を業として行うことのできる区域は、足利市の行政区域内とする。
- 2 収集後の一般廃棄物（ごみ）は、南部クリーンセンターに運搬すること。なお、運搬する過程での積換えをしないこと。
- 3 南部クリーンセンターに搬入の際は、一般廃棄物処理業務報告書を所長に提出すること。
- 4 一般廃棄物（ごみ）は、可燃ごみ、不燃ごみに分別し、所長の指示により搬入すること。
- 5 収集運搬に供する許可車両は、別紙のとおりとする。

備考1. 法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の氏名及び主たる事務所の所在地を記入のこと。

収集運搬に供する許可車両は次のとおりとする。

トネリサイクルシステム(株)

登録番号	最大積載量	車体の形状	初年度登録
群馬 800 せ 7856	2.15 t	普通特種 塵芥車	平成29年 7月
群馬 800 せ 7303	2.15 t	普通特種 塵芥車	平成28年 9月
群馬 800 そ 22	1.60 t	普通特種 塵芥車	令和 2年 8月

ただし、収集運搬の作業にあたっては、従業員に対する安全運転・安全作業の管理・衛生管理の教育研修等の体制を確立すること。

○許可の更新及び変更状況等

新規許可	平成24年	2月28日	足利市全域許可
変更届出	平成26年	2月14日	住所変更
許可更新	平成26年	3月1日	
変更許可	平成26年	10月22日	許可車両の増加
許可更新	平成28年	3月1日	
変更届出	平成28年	3月1日	許可車両の変更
変更届出	平成28年	11月8日	許可車両の変更
変更届出	平成30年	1月29日	許可車両の変更
許可更新	平成30年	3月1日	
許可更新	令和2年	3月1日	
変更届出	平成30年	4月6日	許可車両の増加
変更届出	平成30年	5月1日	許可車両の増加
変更届出	平成30年	10月16日	許可車両の増加
変更届出	令和3年	7月12日	許可車両の変更
変更届出	令和4年	1月14日	役員変更
変更届出	令和4年	1月26日	住所変更
変更届出	令和4年	1月26日	車両変更
許可更新	令和4年	3月1日	